

 県 章	滋賀県公報	令和 7 年（2025 年） 7 月 9 日 号 外 （ 3 ） 水 曜 日 毎週火・金曜 2 回発行
目次（※印は、県例規集に登載するもの） ○ 規 則 ※滋賀県税規則の一部を改正する規則（税政課） 1 ※滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税政課） 1		
規 則		
滋賀県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 7 年 7 月 9 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 滋賀県規則第50号 滋賀県税規則の一部を改正する規則 滋賀県税規則（昭和25年滋賀県規則第55号）の一部を次のように改正する。 第14条の2第1項中「附則第10条第2項」を「附則第9条の3第2項」に改める。 第42条第7項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。 付則第5項中「附則第10条第4項」を「附則第9条の3第4項」に改める。 別記様式第8号の4（裏）中「㊤は押切印または役印を使用してください。」を削る。 別記様式第11号の6の3中「附則第10条第2項」を「附則第9条の3第2項」に改める。 付 則 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第42条第7項第1号および別記様式第8号の4（裏）の改正規定は、公布の日から施行する。 2 この規則（前項ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行の際現にある改正前の別記様式第8号の4および別記様式第11号の6の3による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。 ----- 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 7 年 7 月 9 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 滋賀県規則第51号 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則（昭和41年滋賀県規則第24号）の一部を次のように改正する。 第3条を次のように改める。 （条例第2条第6号および第4条第1項の規則で定める事業） 第3条 条例第2条第6号および第4条第1項の規則で定める事業は、条例第2条第2号に規定する離島振興対策実施地域において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗において主に当該地域以外の者に販売することを目的とする事業とする。 別記様式第6号中		

区 分		税 率 ⑥	条例を適用しない場合に課税標準となる金額 ⑦	条例を適用しない場合の税額 ⑦×⑥ ⑧	課税免除の対象となる所得または収入金額 ⑨	免除額 ⑨×⑥または ⑨×⑥×1/2 ⑩	税 額 ⑧－⑩
所得金額	年400万円以下の金額	$\frac{\quad}{100}$	㉞ 千円	円	㉞＝㉞×B千円	円	円
	年400万円を超え800万円以下の金額	$\frac{\quad}{100}$	㉟		㉟＝㉟×B		
	年800万円を超える金額	$\frac{\quad}{100}$	㊱		㊱＝㊱×B		
	合 計	$\diagdown$	㊲＝㉞＋㉟＋㊱		㊲＝㉞＋㉟＋㊱		
収入金額		$\frac{\quad}{100}$	㉛		㉛＝㉞×A		

を

区 分		税 率 ⑥	条例を適用しない場合に課税標準となる金額 ⑦	条例を適用しない場合の税額 ⑦×⑥ ⑧	課税免除の対象となる所得 ⑨	免除額 ⑨×⑥または ⑨×⑥×1/2 ⑩	税 額 ⑧－⑩
所得	年400万円以下の金額	$\frac{\quad}{100}$	㉞ 千円	円	千円 ㉞＝㉞×AまたはB	円	円
	年400万円を超え800万円以下の金額	$\frac{\quad}{100}$	㉟		㉟＝㉟×AまたはB		
	年800万円を超える金額	$\frac{\quad}{100}$	㊱		㊱＝㊱×AまたはB		
	合 計	$\diagdown$	㊲＝㉞＋㉟＋㊱		㊲＝㉞＋㉟＋㊱		
収入金額		$\frac{\quad}{100}$					

に、

- 「 A = $\frac{\text{新設し、または増設した設備に係る固定資産の価額}}{\text{設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額}}$ = _____ を
- 「 A = $\frac{\text{第2種特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{第2種特別償却設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額}}$ = _____ に、
- 「 B = $\frac{\text{新設し、または増設した設備に係る従業者の数}}{\text{設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数}}$ = _____ を
- 「 B = $\frac{\text{第2種特別償却設備に係る従業者の数}}{\text{第2種特別償却設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数}}$ = _____ に改め、同様式注4中

「の課税標準とすべき所得または収入金額」を削る。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の第 3 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に新設され、または増設された設備に係る県税について適用し、同日前に新設され、または増設された設備に係る県税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第 6 号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

